

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)

第七条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項中「第四項」の下に(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十二条の下に(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、を

加え、第二十一条の九の三(一)を「第二十一条の二(同法第二十四条の二十一(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。))及び」に改める。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第八条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)

第一条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)以下「令」という。(令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十六条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援(前号に掲げるものを除く。)(以下「生活介護等」と総称する。)に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)第三十七条(同令第五十五条)第七十条及び第八十条において準用する場合を含む。及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの

第二項第一号中「第二十三条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に、「第三十六条第二項第二号」を「第三十七条第二項第二号」に改める。

第十六条第三号中「イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとする。第十六条第七号を削る。」

第十六条第六号中「イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を第十六条第七号とする。第十六条第五号の次に次の一号を加える。」

六 法第二条第三項第四号の二に掲げる事業のうち、相談支援事業

第十六条第八号を次のように改める。

八 法第二条第三項第六号に掲げる事業のうち、知的障害者の更生相談に応ずる事業

第二十条中「社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)以下「令」という。」を「令」に改める。

第三十五条中「第百十号」を「第百十二号」に改める。

第三十六条第一項中「第百十三号第一項」を「第百十五号第一項」に改める。

第三十七条(見出しを含む。)中「第百十六号第一項」を「第百十八号第一項」に改める。

第三十八条中「第百二十六号第一項」を「第百二十八号第一項」に改める。

(社会福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、前条の規定による改正後の社会福祉法施行規則(以下この条において「令」という。)

第一条各号に掲げるもののほか、法附則第四十一条第一項、第五十八号第一項又は第四十八号の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設、法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者支援施設又は法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設に併設して行われる次の各号に掲げる事業とする。

一 平成十八年九月三十日において、法附則第八号第一項第六号に規定する障害者アイサービスに係る障害福祉サービス事業を行っている者が引き続き行う生活介護等(令第一条第二号に規定する生活介護等をいう。以下この条において同じ。)に係る障害福祉サービス事業(同号に掲げるものを除く。)

二 平成十八年九月三十日において、法附則第四十六号の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行っている者が引き続き行う生活介護等に係る障害福祉サービス事業(令第一条第二号に掲げるものを除く。)

三 法附則第四十一条第一項、第五十八号第一項又は第四十八号の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設、法附則第五十八号第一項に規定する知的障害者支援施設又は法附則第四十八号に規定する精神障害者社会復帰施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令三百二十号)第十六条の規定による改正前の社会福祉法施行令第一条第一号、第二号又は第四号の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。)を経営する事業を行っていた者が引き続き行う生活介護等に係る障害福祉サービス事業(令第一条第二号に掲げるものを除く。)

(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)

第十条 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三の三(見出しを含む。)中「第十二条の八第四項第一号」を「第十二条の八第四項第二号」に改める。

附則第四十八号を次のように改め、第四十九項及び第五十項を削る。

(法第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に関する暫定措置)

48 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

の前日までの間は、第十八条の三の三第一号中「特別養護老人ホーム」とあるのは、特別養護老人ホーム及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。))とする。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第十一条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の四の見出し中「身体障害者療護施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

第五条の五第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、給付の下に「又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第三号中「自立支援医療費」の下に、同法第七十条の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費を加える。

第二十七条の十一第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、給付の下に「又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同項第二号中「自立支援医療費」の下に、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費を加え、同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。